

地方公務員の給与水準

- ・ラスパイレース指数(※) (全団体平均) は、98.5 (昨年より0.2ポイント低下)
→平成16年から6年連続で国家公務員を下回る。
- ・85.1%の団体(1,571団体)は、ラスパイレース指数が100未満
※学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員給与を100として計算した指数(H21.4.1現在)

ラスパイレース指数の推移

区分	昭和38年	昭和49年	平成元年	平成11年	平成15年	平成20年	平成21年
全地方公共団体平均	105.5	110.6	103.0	101.2	100.1	98.7	98.5

ラスパイレース指数の最高値・最低値

区分	最高値	最低値
都道府県	103.8 (静岡県)	91.9 (岡山県)
指定都市	104.6 (横浜市)	98.0 (堺市)
市区町村	105.4 (東京都府中市)	68.8 (北海道夕張市)

<参考>平均給与と月額の状態

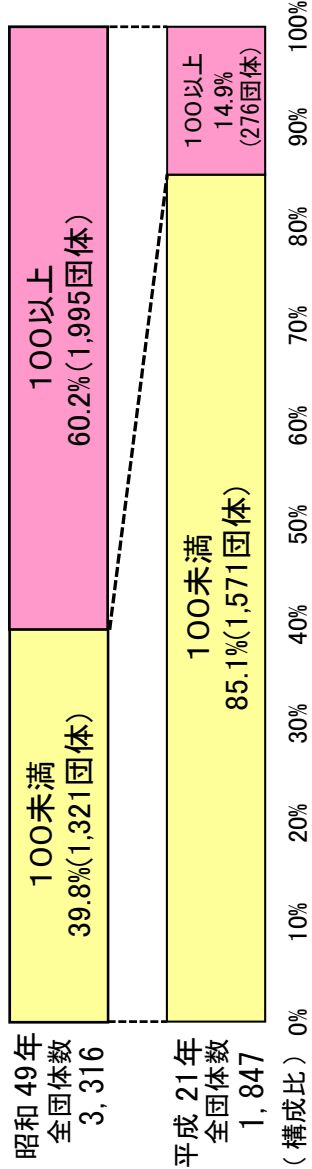
本給のみで比較するラスパイレース指数は低下しており、諸手当を含む平均給与月額で見ても...

- 国が増加している一方、地方は減少している。
- 地方の方が、平均年齢が高いにもかかわらず、平均給与と月額を国を下回っている。

平均給与と月額と平均年齢(全職種) (単位:円・歳)

区分	H20	H21	21-20
国(A)	403,984 (41.6)	406,463 (41.9)	2,479 (0.3)
地方(B)	394,608 (43.1)	389,618 (43.1)	△4,990 (0.0)
B-A	△9,376 (1.5)	△16,845 (1.2)	

ラスパイレース指数の分布状況



地方公共団体における「わたり」の状況

「わたり」とは

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと

(例) 級別職務分類表等において、主事を1～2級と格付けているにもかかわらず、級別職務分類表等を越えて、主事を3級に格付けている

- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること

(例) ・級別職務分類表等において、主事を1～4級と格付けている（国の場合、3～4級は係長級）

・主査（国の係長と同等）を3～5級に格付けている

により、給与を支給することをいう。

(参考) 地方公務員法

第24条第1項 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

「わたり」の状況

平成21年4月1日時点で「わたり」の制度がある地方公共団体は219団体 (11.9%)。

区 分	制度がある団体数	区分別団体数
全 団 体	219 団体 (11.9%)	1,847団体
都 道 府 県	1 団体 (2.1%)	47団体
指 定 都 市	1 団体 (5.6%)	18団体
市	127 団体 (16.6%)	765団体
町 村	90 団体 (9.1%)	994団体
特 別 区	0 団体 (0.0%)	23団体

※ 割合は、各区分の団体数の合計に対するものである。

総務省は、「わたり」の制度がある地方公共団体に対して、引き続き、適正化を助言。

平成21年地方公務員給与実態調査結果の概要
(平成21年4月1日現在)

平成21年12月
総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当 : 島田・甘利

電話 : 03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代) (内線 23245・23252)

FAX : 03-5253-5553

平成21年地方公務員給与実態調査結果のポイント

ラスパイレス指数（全地方公共団体平均）

地方公務員の給与水準は、平成16年から6年連続で国家公務員を下回る。

平成21年4月1日現在 98.5（平成20年4月1日現在 98.7）

＜ラスパイレス指数の主な下降要因（対前年度 Δ0.2）＞

厳しい財政状況等を背景に、多くの地方公共団体において独自の給与削減措置（いわゆる給与カット）が実施されており、その効果がラスパイレス指数に影響

（注）ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。

【参考1】平均給与月額（諸手当を含む）（全職種）

本給のみで比較するラスパイレス指数は低下しているが、諸手当を含む平均給与月額で見ても…
 ○国が増加している一方、地方は減少。
 ○地方の方が、平均年齢が高いにもかかわらず、平均給与月額は国を下回る。

◆地方公務員（国ベース※）

389,618円
（平均年齢 43.1歳）

〔 対前年比 Δ4,990円（年齢 0.0歳）
 対国家公務員 Δ16,845円（年齢 +1.2歳） 〕

◆国家公務員

406,463円
（平均年齢 41.9歳）

〔 対前年比 +2,479円
 （年齢 +0.3歳） 〕

（単位：歳・円）

（単位：歳・円）

地方公務員（全職種）			
区分	H20	H21	21-20
平均年齢	43.1	43.1	0.0
平均給与月額	394,608	389,618	Δ 4,990
給料月額（本給）	352,016	346,719	Δ 5,297
諸手当（※）	42,592	42,899	307
地域手当	17,562	17,915	353
その他の手当	25,030	24,984	Δ 46

国家公務員（全職種）			
区分	H20	H21	21-20
平均年齢	41.6	41.9	0.3
平均給与月額	403,984	406,463	2,479
俸給月額（本給）	341,027	340,071	Δ 956
諸手当	62,957	66,392	3,435
地域手当	31,066	33,110	2,044
その他の手当	31,891	33,282	1,391

※ 公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで算出している。

【参考2】地域手当補正後ラスパイレス指数（全地方公共団体平均）

○地域手当補正後ラスパイレス指数は、給与構造改革以降、4年連続で国家公務員を下回る。

平成21年4月1日現在 98.5（平成20年4月1日現在 99.1）

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当の要素を加味した給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いてラスパイレス指数を補正したものである。

○団体区分別ラスパイレス指数

区 分	S49.4.1	H20.4.1	H21.4.1	増 減	
				S49 → H21	H20 → H21
全地方公共 団体平均	110.6	98.7	98.5	△ 12.1	△ 0.2
都道府県	111.3	99.4	98.7	△ 12.6	△ 0.7
指定都市	116.1	101.6	101.4	△ 14.7	△ 0.2
市	113.8	98.3	98.4	△ 15.4	0.1
町村	99.2	94.2	94.6	△ 4.6	0.4
特別区	—	101.8	101.3	—	△ 0.5

※ 昭和49年の全地方公共団体平均（110.6）は、過去最高値

※ 昭和49年4月1日現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

○ 団体区分別地域手当補正後ラスパイレス指数

区 分	H20.4.1	H21.4.1	増 減
			H20 → H21
全地方公共団体平均	99.1	98.5	△ 0.6
都道府県	99.1	98.2	△ 0.9
指定都市	101.6	101.3	△ 0.3
市	99.0	98.8	△ 0.2
町村	94.8	95.1	0.3
特別区	100.5	100.4	△ 0.1

(注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較している。

2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、支給率のみで国と比較している。

<参考>

○ **最高値** 105.4 東京都府中市 (平成20年 105.2 千葉県船橋市)

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数最高値 115.4 東京都瑞穂町
(平成20年 115.3 東京都瑞穂町)

○ **最低値** 68.8 北海道夕張市 (平成20年 68.6 北海道夕張市)

○ ラスパイレス指数は1, 847団体中1, 571団体(85.1%)が100未満である。

資料編

1 ラスパイレス指数及び地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

(1) 団体区分別の推移

<第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)>

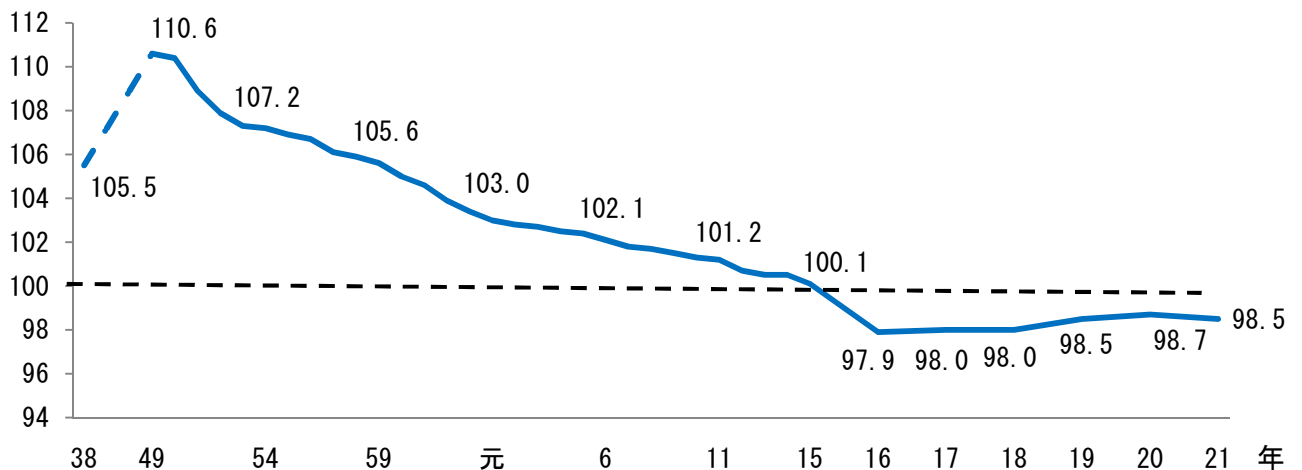
区 分	S 49.4.1	H 元.4.1	H 11.4.1	H 20.4.1	H 21.4.1	増 減	
						S49→H21	H20→H21
全地方公共 団体平均	110.6	103.0	101.2	98.7	98.5	△ 12.1	△ 0.2
都道府県	111.3	104.2	103.1	99.4	98.7	△ 12.6	△ 0.7
指定都市	116.1	107.3	104.3	101.6	101.4	△ 14.7	△ 0.2
市	113.8	104.9	101.9	98.3	98.4	△ 15.4	0.1
町 村	99.2	96.5	96.1	94.2	94.6	△ 4.6	0.4
特別区	—	106.5	102.9	101.8	101.3	—	△ 0.5

※ S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値

※ S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

指数

ラスパイレス指数(全地方公共団体平均の推移)



<第2表 団体区分別地域手当補正後ラスパイレス指数(一般行政職)>

区 分	H 18.4.1	H 19.4.1	H 20.4.1	H 21.4.1	増 減	
					H18→H21	H20→H21
全地方公共 団体平均	98.8	99.0	99.1	98.5	△ 0.3	△ 0.6
都道府県	99.5	99.7	99.1	98.2	△ 1.3	△ 0.9
指定都市	100.0	101.1	101.6	101.3	1.3	△ 0.3
市	98.9	99.0	99.0	98.8	△ 0.1	△ 0.2
町 村	94.3	94.6	94.8	95.1	0.8	0.3
特別区	100.5	101.0	100.5	100.4	△ 0.1	△ 0.1

(注) 平成17年度以前は地域手当制度なし。

(2) 分布状況の推移

<第3表 全地方公共団体のラスパイレース指数の分布状況(一般行政職)>

区 分	S 49.4.1	H 元.4.1	H 11.4.1	H 20.4.1	H 21.4.1	増 減		
						S49→H21	H20→H21	
105以上	1,367	395	67	1	(0.1%) 1	△ 1,366	0	
100以上105未満	628	812	825	254	(14.9%) 275	※1 △ 376	21	
100未満	1,321	2,108	2,407	1,603	(85.1%) 1,571	250	△ 32	
内 訳	95以上 100未満		1,051	1,410	839	(46.6%) 861	※2	22
	90以上 95未満	1,321	721	766	581	(29.8%) 551	250	△ 30
	90未満		336	231	183	(8.6%) 159		△ 24
合 計	3,316	3,315	3,299	1,858	(100.0%) 1,847	△ 1,492	△ 11	

※1 S49.4.1及びS49→H21の増減には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H21の増減のラスパイレース指数100未満の内訳については、分離できない。

<第4表 全地方公共団体の地域手当補正後ラスパイレース指数の分布状況(一般行政職)>

区 分	H 18.4.1	H 19.4.1	H 20.4.1	H 21.4.1	増 減		
					H18→H21	H20→H21	
105以上	86	82	59	(2.2%) 40	△ 46	△ 19	
100以上105未満	264	283	296	(16.9%) 313	49	17	
100未満	1,540	1,509	1,503	(80.9%) 1,494	△ 46	△ 9	
内 訳	95以上 100未満	700	721	765	(42.9%) 792	92	27
	90以上 95未満	615	582	563	(29.6%) 546	△ 69	△ 17
	90未満	225	206	175	(8.4%) 156	△ 69	△ 19
合 計	1,890	1,874	1,858	(100.0%) 1,847	△ 43	△ 11	

(3) 都道府県のラスパイレース指数の状況

<第5表 都道府県のラスパイレース指数>

都道府県名	H21		H20	
	指数	高い順	指数	高い順
北海道	92.8	44	92.6	46
青森県	100.8	12	98.3	33
岩手県	98.4	26	98.6	29
宮城県	97.2	36	103.0	3
秋田県	98.4	26	97.7	37
山形県	100.4	14	100.4	17
福島県	99.2	21	98.5	30
茨城県	101.4	7	98.0	34
栃木県	101.4	7	101.5	9
群馬県	101.7	5	101.4	10
埼玉県	102.8	3	102.6	4
千葉県	100.9	11	100.6	15
東京都	103.6	2	104.2	1
神奈川県	100.2	18	102.4	5
新潟県	100.8	12	98.0	34
富山県	98.7	24	98.8	26
石川県	100.3	15	100.7	14
福井県	100.2	18	100.5	16
山梨県	98.1	29	99.7	21
長野県	98.9	23	99.0	25
岐阜県	95.7	40	99.4	23
静岡県	103.8	1	103.7	2
愛知県	97.7	32	101.6	8
三重県	101.5	6	101.1	12

都道府県名	H21		H20	
	指数	高い順	指数	高い順
滋賀県	100.3	15	99.8	20
京都府	100.0	20	100.3	19
大阪府	92.2	46	98.5	30
兵庫県	98.5	25	98.5	30
奈良県	100.3	15	100.4	17
和歌山県	99.1	22	99.2	24
鳥取県	95.3	41	98.8	26
島根県	93.1	43	92.9	45
岡山県	91.9	47	96.1	40
広島県	97.5	33	97.0	39
山口県	97.3	34	99.6	22
徳島県	92.7	45	92.5	47
香川県	96.9	37	97.5	38
愛媛県	98.1	29	98.0	34
高知県	97.3	34	96.1	40
福岡県	102.3	4	102.0	6
佐賀県	95.8	39	95.7	42
長崎県	101.2	9	101.7	7
熊本県	98.0	31	100.8	13
大分県	101.0	10	101.3	11
宮崎県	98.4	26	98.8	26
鹿児島県	94.7	42	95.1	44
沖縄県	96.0	38	95.2	43

(4) 指定都市のラスパイレース指数の状況

<第6表 指定都市のラスパイレース指数>

指定都市名	H21		H20	
	指数	高い順	指数	高い順
札幌市	101.0	13	100.1	14
仙台市	102.4	7	102.7	4
さいたま市	101.4	11	101.3	12
千葉市	103.0	4	102.3	7
横浜市	104.6	1	103.6	2
川崎市	103.2	3	102.3	7
新潟市	98.2	17	98.1	17
静岡市	103.0	4	103.1	3
浜松市	98.4	15	98.6	15
名古屋市	103.9	2	104.3	1

指定都市名	H21		H20	
	指数	高い順	指数	高い順
京都市	101.4	11	101.6	10
大阪市	98.4	15	101.8	9
堺市	98.0	18	98.3	16
神戸市	100.8	14	100.5	13
岡山市	101.7	9	101.3	-
広島市	101.7	9	102.6	5
北九州市	102.9	6	102.6	5
福岡市	102.3	8	101.4	11

(5) 中核市(全41市)のラスパイレス指数の状況

<第7表 中核市(全41市)のラスパイレス指数>

中核市名	H21		H20	
	指 数	高い順	指 数	高い順
函 館 市	98.0	39	97.8	38
旭 川 市	96.7	40	96.8	39
青 森 市	100.3	25	100.5	23
盛 岡 市	99.7	29	99.6	31
秋 田 市	100.9	20	100.8	18
郡 山 市	102.4	3	101.0	15
い わ き 市	101.1	18	100.4	24
宇 都 宮 市	101.8	9	101.3	10
前 橋 市	99.4	33	99.4	-
川 越 市	100.8	21	100.1	28
船 橋 市	104.2	2	105.2	1
柏 市	101.4	14	101.1	13
横 須 賀 市	99.6	31	103.1	4
相 模 原 市	100.4	24	101.8	6
富 山 市	99.3	35	99.4	32
金 沢 市	100.2	27	100.3	26
長 野 市	100.1	28	100.8	18
岐 阜 市	99.2	37	98.1	36
豊 橋 市	99.4	33	99.1	33
岡 崎 市	101.2	17	100.4	24
豊 田 市	101.9	6	101.0	15

中核市名	H21		H20	
	指 数	高い順	指 数	高い順
大 津 市	101.9	6	101.4	-
高 槻 市	99.6	31	100.2	27
東 大 阪 市	101.3	16	102.7	5
姫 路 市	101.5	12	101.4	9
尼 崎 市	101.5	12	102.4	-
西 宮 市	104.7	1	103.4	2
奈 良 市	95.7	41	98.0	37
和 歌 山 市	98.9	38	98.8	34
倉 敷 市	100.6	23	100.1	28
福 山 市	100.3	25	101.1	13
下 関 市	102.1	5	101.6	8
高 松 市	101.1	18	100.9	17
松 山 市	99.7	29	99.8	30
高 知 市	99.3	35	98.5	35
久 留 米 市	100.7	22	100.6	22
長 崎 市	101.7	10	103.2	3
熊 本 市	102.2	4	101.7	7
大 分 市	101.9	6	100.7	20
宮 崎 市	101.6	11	100.7	20
鹿 児 島 市	101.4	14	101.2	12

※ 前橋市、大津市及び尼崎市は、平成21年4月1日に新たに中核市となった団体である。

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,741団体）のラスパイレス指数の状況

<第8表 市区町村のラスパイレス指数上位20団体及び下位20団体>

(上位団体)

団体名		H21		H20	
		指数	高い順	指数	高い順
東京都	府中市	105.4	1	104.1	5
東京都	調布市	104.7	2	103.4	14
神奈川県	葉山町	104.4	3	103.5	11
東京都	武蔵野市	104.3	4	104.6	1
千葉県	我孫子市	104.2	5	103.5	11
東京都	小金井市	104.0	6	104.2	3
静岡県	御殿場市	104.0	6	103.0	19
東京都	八王子市	103.9	8	104.2	3
神奈川県	藤沢市	103.8	9	103.6	8
千葉県	市川市	103.6	10	103.2	17
兵庫県	芦屋市	103.5	11	101.3	84
福島県	川内村	103.4	12	101.4	79
東京都	立川市	103.4	12	103.3	15
福島県	福島市	103.3	14	102.8	24
千葉県	成田市	103.3	14	103.6	8
東京都	町田市	103.3	14	102.9	21
埼玉県	和光市	103.2	17	101.1	102
千葉県	市原市	103.2	17	102.9	21
東京都	三鷹市	103.2	17	103.6	8
東京都	国立市	103.1	20	104.1	5

(下位団体)

団体名		H21		H20	
		指数	低い順	指数	低い順
北海道	夕張市	68.8	1	68.6	1
大分県	姫島村	73.7	2	71.6	2
北海道	留萌市	74.5	3	85.0	33
新潟県	粟島浦村	75.4	4	75.4	5
北海道	上砂川町	78.8	5	74.4	4
沖縄県	座間味村	79.3	6	78.5	8
北海道	歌志内市	79.6	7	76.0	7
沖縄県	多良間村	80.3	8	80.6	13
奈良県	上牧町	80.5	9	80.3	10
青森県	大鰐町	80.7	10	80.4	11
埼玉県	皆野町	81.4	11	80.9	16
石川県	宝達志水町	81.8	12	81.8	19
石川県	穴水町	81.8	12	81.1	17
愛媛県	上島町	82.1	14	83.4	23
奈良県	上北山村	82.2	15	82.7	21
石川県	中能登町	82.3	16	82.2	20
鹿児島県	与論町	82.3	16	80.5	12
長野県	王滝村	82.6	18	73.2	3
岩手県	藤沢町	82.9	19	80.7	15
沖縄県	渡名喜村	83.0	20	85.7	39

(7) 都道府県の地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

<第9表 都道府県の地域手当補正後ラスパイレス指数>

(単位:%)

都道府県名	地域手当補正後ラスパイレス指数			ラスパイレス指数	地 域 手 当		
	H21.4.1現在 ※1	高い順	(制度完成時) ※2		(参 考) H20.4.1現在	団体支給率 H21.4.1現在	国基準の支給率
						H21.4.1現在	(制度完成時)
北海道	92.8	44	(92.8)	92.6	92.8	1.02	(1.02)
青森県	100.8	9	(100.8)	98.3	100.8	0.00	(0.00)
岩手県	98.4	23	(98.4)	98.6	98.4	0.00	(0.00)
宮城県	96.3	35	(96.3)	101.6	97.2	2.67	(3.61)
秋田県	98.4	23	(98.4)	97.7	98.4	0.00	(0.00)
山形県	100.4	12	(100.4)	100.4	100.4	0.00	(0.00)
福島県	99.2	19	(99.2)	98.5	99.2	0.00	(0.00)
茨城県	98.9	21	(97.8)	96.8	101.4	2.81	(6.64)
栃木県	100.4	12	(99.9)	100.3	101.4	2.10	(3.66)
群馬県	101.7	4	(101.7)	101.4	101.7	2.00	(2.04)
埼玉県	102.0	3	(101.4)	101.4	102.8	6.50	(7.99)
千葉県	100.2	15	(99.9)	99.8	100.9	6.59	(7.67)
東京都	103.6	1	(102.8)	103.7	103.6	15.69	(16.57)
神奈川県	99.8	16	(99.5)	102.4	100.2	10.00	(10.76)
新潟県	100.8	9	(100.8)	98.0	100.8	0.00	(0.00)
富山県	96.8	33	(96.8)	96.9	98.7	0.00	(2.00)
石川県	100.3	14	(100.3)	100.7	100.3	2.01	(2.01)
福井県	99.6	17	(99.6)	99.9	100.2	1.30	(1.88)
山梨県	97.8	29	(97.3)	99.4	98.1	2.50	(3.39)
長野県	98.7	22	(98.7)	98.9	98.9	1.50	(1.66)
岐阜県	95.4	38	(95.4)	99.1	95.7	1.66	(2.00)
静岡県	103.5	2	(103.4)	103.5	103.8	4.00	(4.36)
愛知県	97.7	30	(97.5)	103.8	97.7	8.00	(8.18)
三重県	100.9	7	(100.2)	101.2	101.5	3.00	(4.31)
滋賀県	99.1	20	(98.5)	99.6	100.3	4.65	(6.59)
京都府	100.8	9	(100.7)	101.4	100.0	7.63	(6.91)
大阪府	90.9	47	(90.3)	97.6	92.2	10.00	(12.27)
兵庫県	98.3	26	(98.3)	98.4	98.5	6.02	(6.27)
奈良県	96.8	33	(96.0)	98.1	100.3	3.42	(8.00)
和歌山県	99.3	18	(99.3)	99.6	99.1	2.12	(1.94)
鳥取県	95.3	39	(95.3)	98.8	95.3	0.00	(0.00)
島根県	93.1	43	(93.1)	92.9	93.1	0.00	(0.00)
岡山県	91.9	46	(91.9)	96.1	91.9	1.31	(1.31)
広島県	94.8	41	(94.2)	95.4	97.5	2.32	(5.85)
山口県	97.1	32	(97.1)	99.4	97.3	0.00	(0.18)
徳島県	92.7	45	(92.7)	92.5	92.7	0.00	(0.00)
香川県	95.0	40	(95.0)	95.5	96.9	0.00	(2.04)
愛媛県	98.1	27	(98.1)	98.0	98.1	0.00	(0.00)
高知県	97.3	31	(97.3)	96.1	97.3	0.00	(0.00)
福岡県	100.9	7	(100.9)	100.9	102.3	3.85	(5.29)
佐賀県	95.8	37	(95.8)	95.7	95.8	0.00	(0.00)
長崎県	101.2	5	(101.2)	101.7	101.2	1.71	(1.73)
熊本県	98.0	28	(98.0)	100.8	98.0	0.00	(0.00)
大分県	101.0	6	(101.0)	101.3	101.0	0.00	(0.00)
宮崎県	98.4	23	(98.4)	98.8	98.4	0.00	(0.00)
鹿児島県	94.7	42	(94.7)	95.1	94.7	0.00	(0.00)
沖縄県	96.0	36	(96.0)	95.2	96.0	0.00	(0.00)

※1 H21.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出した地域手当補正後ラスパイレス指数

※2 制度完成時における国基準の支給率により算出した場合の地域手当補正後ラスパイレス指数
(団体の支給率はH21.4.1現在)

(注) 国においては、給与構造の見直しに伴う俸給水準の引き下げについて、経過措置(現給保障)を設けて段階的に実施することにしており、これと併せて、地域手当の支給率を段階的に引き上げ、平成22年度までに制度を完成させることとしている。

(8) 指定都市の地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

<第10表 指定都市の地域手当補正後ラスパイレス指数>

(単位:%)

指定都市名	地域手当補正後ラス指数				ラスパイレス指数	地 域 手 当		
	H21.4.1現在 ※1	高い順	(制度完成時) ※2	(参 考) H20.4.1現在		団体支給率 H21.4.1現在	国基準の支給率	
							H21.4.1現在	(制度完成時)
札幌市	101.0	12	101.0	100.1	101.0	3.0	3.0	(3.0)
仙台市	101.2	11	101.2	101.0	102.4	4.8	6.0	(6.0)
さいたま市	101.4	9	100.5	101.3	101.4	11.0	11.0	(12.0)
千葉市	103.0	4	103.0	103.2	103.0	10.0	10.0	(10.0)
横浜市	104.6	1	104.6	102.7	104.6	12.0	12.0	(12.0)
川崎市	103.2	3	103.2	102.3	103.2	12.0	12.0	(12.0)
新潟市	98.2	17	98.2	98.1	98.2	0.0	0.0	(0.0)
静岡市	103.0	4	103.0	103.1	103.0	6.0	6.0	(6.0)
浜松市	98.4	16	98.4	98.6	98.4	3.0	3.0	(3.0)
名古屋市	103.9	2	103.9	104.3	103.9	12.0	12.0	(12.0)
京都市	101.4	9	101.4	101.6	101.4	10.0	10.0	(10.0)
大阪市	99.3	14	98.4	103.6	98.4	15.0	14.0	(15.0)
堺市	98.0	18	98.0	98.3	98.0	10.0	10.0	(10.0)
神戸市	100.8	13	100.8	100.5	100.8	10.0	10.0	(10.0)
岡山市	101.8	8	101.8	101.4	101.7	3.0	2.9	(2.9)
広島市	98.9	15	98.0	100.7	101.7	6.0	9.0	(10.0)
北九州市	102.9	6	102.9	102.6	102.9	3.0	3.0	(3.0)
福岡市	102.3	7	102.3	101.4	102.3	10.0	10.0	(10.0)

※1 H21.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出した地域手当補正後ラスパイレス指数

※2 制度完成時における国基準の支給率により算出した場合の地域手当補正後ラスパイレス指数
(団体の支給率はH21.4.1現在)

(注) 国においては、給与構造の見直しに伴う俸給水準の引き下げについて、経過措置(現給保障)を設けて段階的に実施することにしており、これと併せて、地域手当の支給率を段階的に引き上げ、平成22年度までに制度を完成させることとしている。

(9) 中核市(全41団体)の地域手当補正後ラスパイレース指数の状況

<第11表 中核市(全41団体)の地域手当補正後ラスパイレース指数>

(単位:%)

中核市名	地域手当補正後ラスパイレース指数				ラスパイレース指数	地 域 手 当		
	H21.4.1現在 ※1	高い順	(制度完成時) ※2	(参 考) H20.4.1現在		団体支給率 H21.4.1現在	国基準の支給率	
							H21.4.1現在	(制度完成時)
函 館 市	98.0	39	98.0	97.8	98.0	0.0	0.0	(0.0)
旭 川 市	96.7	40	96.7	96.8	96.7	0.0	0.0	(0.0)
青 森 市	100.3	25	100.3	100.5	100.3	0.0	0.0	(0.0)
盛 岡 市	99.7	28	99.7	99.6	99.7	0.0	0.0	(0.0)
秋 田 市	100.9	23	100.9	100.8	100.9	0.0	0.0	(0.0)
郡 山 市	102.4	7	102.4	101.0	102.4	0.0	0.0	(0.0)
いわき市	101.1	21	101.1	100.4	101.1	0.0	0.0	(0.0)
宇都宮市	102.0	10	101.1	101.4	101.8	5.0	4.8	(5.7)
前 橋 市	99.4	32	99.4	99.4	99.4	3.0	3.0	(3.0)
川 越 市	102.7	6	102.7	102.0	100.8	8.0	6.0	(6.0)
船 橋 市	103.3	3	101.4	106.2	104.2	9.0	10.0	(12.0)
柏 市	103.3	3	103.3	103.0	101.4	8.0	6.0	(6.0)
横須賀市	99.6	30	99.6	103.1	99.6	10.0	10.0	(10.0)
相模原市	101.7	14	100.8	104.9	100.4	10.0	8.6	(9.6)
富 山 市	99.3	34	99.3	99.4	99.3	3.0	3.0	(3.0)
金 沢 市	100.2	27	100.2	100.3	100.2	3.0	3.0	(3.0)
長 野 市	98.6	38	98.6	98.8	100.1	1.5	3.0	(3.0)
岐 阜 市	99.2	36	99.2	98.1	99.2	3.0	3.0	(3.0)
豊 橋 市	101.3	19	101.3	102.0	99.4	5.0	3.0	(3.0)
岡 崎 市	108.1	1	108.1	107.2	101.2	10.0	3.0	(3.0)
豊 田 市	102.8	5	100.1	104.8	101.9	10.0	9.0	(12.0)
大 津 市	101.9	12	101.0	101.4	101.9	9.0	9.0	(10.0)
高 槻 市	99.6	30	99.6	98.4	99.6	12.0	12.0	(12.0)
東大阪市	101.3	19	101.3	102.7	101.3	10.0	10.0	(10.0)
姫 路 市	102.0	10	102.0	102.9	101.5	3.5	3.0	(3.0)
尼 崎 市	99.4	32	99.4	100.3	101.5	7.8	10.0	(10.0)
西 宮 市	103.8	2	103.8	101.6	104.7	11.0	12.0	(12.0)
奈 良 市	95.7	41	94.8	98.0	95.7	9.0	9.0	(10.0)
和歌山市	98.9	37	98.9	98.8	98.9	3.0	3.0	(3.0)
倉 敷 市	100.6	24	100.6	100.1	100.6	0.0	0.0	(0.0)
福 山 市	100.3	25	100.3	101.1	100.3	0.0	0.0	(0.0)
下 関 市	102.1	9	102.1	101.6	102.1	0.0	0.0	(0.0)
高 松 市	101.1	21	101.1	99.9	101.1	3.0	3.0	(3.0)
松 山 市	99.7	28	99.7	99.8	99.7	0.0	0.0	(0.0)
高 知 市	99.3	34	99.3	98.5	99.3	0.0	0.0	(0.0)
久留米市	101.7	14	101.7	101.6	100.7	1.0	0.0	(0.0)
長 崎 市	101.6	16	101.6	103.0	101.7	2.9	3.0	(3.0)
熊 本 市	102.2	8	102.2	101.7	102.2	0.0	0.0	(0.0)
大 分 市	101.9	12	101.9	100.7	101.9	0.0	0.0	(0.0)
宮 崎 市	101.6	16	101.6	100.7	101.6	0.0	0.0	(0.0)
鹿 児 島 市	101.4	18	101.4	101.2	101.4	0.0	0.0	(0.0)

※1 H21.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出した地域手当補正後ラスパイレース指数

※2 制度完成時における国基準の支給率により算出した場合の地域手当補正後ラスパイレース指数
(団体の支給率はH21.4.1現在)

(注) 国においては、給与構造の見直しに伴う俸給水準の引き下げについて、経過措置(現給保障)を設けて段階的に実施することしており、これと併せて、地域手当の支給率を段階的に引き上げ、平成22年度までに制度を完成させることとしている。

(10) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,741団体）の地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

＜第12表 市区町村の地域手当補正後ラスパイレス指数上位20団体＞

(単位：%)

団体名	地域手当補正後ラス指数					ラスパイレス指数	地域手当		
	H21.4.1現在 ※1	高い順	(制度完成時) ※2	(参考) H20.4.1現在	団体支給率 H21.4.1現在		国基準の支給率		
							H21.4.1現在	(制度完成時)	
東京都瑞穂町	115.4	1	115.4	115.3	101.2	14.0	0.0	(0.0)	
東京都羽村市	112.5	2	111.4	112.4	101.8	16.0	5.0	(6.0)	
東京都東久留米市	111.9	3	110.9	113.9	101.3	16.0	5.0	(6.0)	
神奈川県南足柄市	111.1	4	111.1	112.4	101.0	10.0	0.0	(0.0)	
千葉県君津市	110.5	5	110.5	108.2	102.3	8.0	0.0	(0.0)	
東京都奥多摩町	109.6	6	109.6	110.9	97.9	12.0	0.0	(0.0)	
神奈川県開成町	109.3	7	109.3	111.5	101.2	8.0	0.0	(0.0)	
兵庫県明石市	108.6	8	108.6	105.3	101.7	10.0	3.0	(3.0)	
神奈川県綾瀬市	108.3	9	108.3	107.8	101.4	10.0	3.0	(3.0)	
神奈川県葉山町	108.3	9	108.3	107.4	104.4	10.0	6.0	(6.0)	
神奈川県寒川町	108.1	11	108.1	108.6	98.3	10.0	0.0	(0.0)	
東京都三鷹市	107.9	12	107.9	106.9	103.2	15.0	10.0	(10.0)	
東京都武蔵村山市	107.3	13	107.3	110.5	99.6	11.0	3.0	(3.0)	
神奈川県愛川町	107.3	13	107.3	106.9	97.5	10.0	0.0	(0.0)	
埼玉県鳩ヶ谷市	107.2	15	107.2	106.1	102.2	8.0	3.0	(3.0)	
東京都調布市	107.0	16	107.0	105.7	104.7	14.5	12.0	(12.0)	
愛知県小牧市	107.0	16	107.0	104.8	100.2	10.0	3.0	(3.0)	
神奈川県平塚市	106.8	18	106.8	105.8	102.9	10.0	6.0	(6.0)	
埼玉県小川町	106.6	19	106.6	105.3	101.5	5.0	0.0	(0.0)	
愛知県瀬戸市	106.5	20	105.5	106.4	101.7	10.0	5.0	(6.0)	

※1 H21.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出した地域手当補正後ラスパイレス指数

※2 制度完成時における国基準の支給率により算出した場合の地域手当補正後ラスパイレス指数
(団体の支給率はH21.4.1現在)

(注) 国においては、給与構造の見直しに伴う俸給水準の引き下げについて、経過措置(現給保障)を設けて段階的に実施することにしており、これと併せて、地域手当の支給率を段階的に引き上げ、平成22年度までに制度を完成させることとしている。

2 平均給与月額

<第13表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)>

(単位:歳・円)

職種区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	国家公務員			
						平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	43.1 (43.1)	346,719 (352,016)	85,582 (84,592)	432,301 (436,608)	389,618 (394,608)	41.9 (41.6)	340,071 (341,027)	406,463 (403,984)	
内訳	一般行政職	43.6 (43.7)	340,830 (345,427)	82,717 (79,839)	423,547 (425,266)	385,510 (390,432)	41.5 (41.1)	325,521 (325,113)	391,770 (387,506)
	技能労務職	47.3 (47.0)	319,982 (322,142)	61,131 (60,909)	381,113 (383,051)	358,347 (359,968)	49.2 (48.9)	285,548 (284,679)	322,737 (320,623)
	高等学校教育職	44.8 (44.6)	391,014 (397,000)	68,048 (69,746)	459,062 (466,746)	430,111 (436,112)	—	—	—
	小・中学校教育職	43.9 (43.8)	375,768 (382,959)	59,613 (62,029)	435,381 (444,988)	413,208 (420,430)	—	—	—
	警察職	40.0 (40.3)	330,043 (338,245)	144,541 (145,308)	474,584 (483,553)	375,813 (383,901)	41.5 (41.7)	322,231 (327,391)	372,706 (377,402)

(注)1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含むものであり、「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

2 「平均給与月額」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、「平均給与月額(国ベース)」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

4 国家公務員については、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

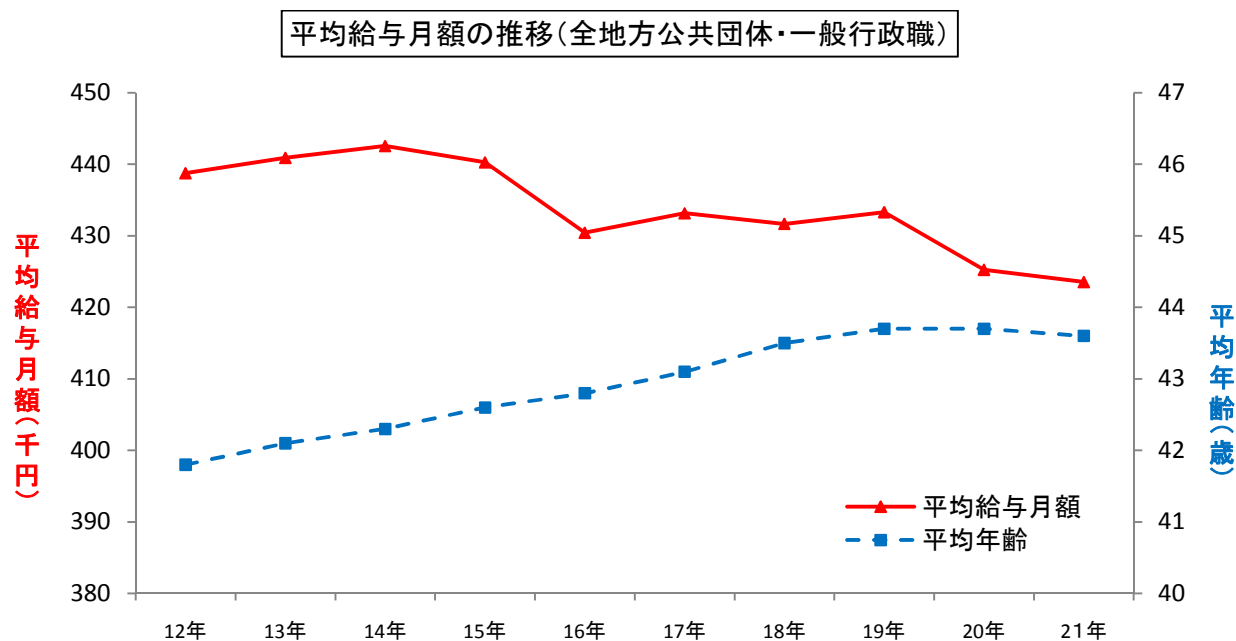
5 ()内は、平成20年の数値である。

<第14表 団体区別平均給与月額(一般行政職)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
全地方公共団体	43.6	340,830	82,717	423,547	385,510
都道府県	43.8	343,005	84,542	427,547	384,790
指定都市	43.2	348,210	120,743	468,953	414,437
市	43.7	341,017	77,367	418,384	383,622
町村	43.4	324,884	48,563	373,447	354,704
特別区	43.9	347,780	123,608	471,388	423,577
国	41.5	325,521	—	—	391,770

(注) 1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国ベース)は、第13表に同じ。
2 国の欄は、行政職俸給表(一)の数値である。



3 特殊勤務手当

<第15表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H11		H20		H21		H20 → H21		H11 → H21	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団	(百万円) 19,509	(円) 6,042	(百万円) 14,537	(円) 5,011	(百万円) 15,227	(円) 5,330	(百万円) 690	(円) 319	(百万円) △ 4,282	(円) △ 712
都道府県	7,385	4,365	6,172	3,946	6,839	4,423	667	477	△ 546	58
指定都市	3,202	12,980	1,167	4,813	1,157	4,725	△ 10	△ 88	△ 2,045	△ 8,255
市	5,494	7,634	5,167	6,710	5,240	6,997	73	287	△ 254	△ 637
町村	1,360	3,703	606	3,774	597	3,829	△ 9	55	△ 763	126
特別区	271	3,538	77	1,167	72	1,122	△ 5	△ 45	△ 199	△ 2,416

<第16表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

団体区分	H11		H20		H21		H20→H21	H11→H21
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全職種	(人) 3,228,936	(円) 6,042	(人) 2,901,021	(円) 5,011	(人) 2,856,845	(円) 5,330	(円) 319	(円) △ 712
一般行政職	1,125,572	1,634	882,697	506	864,974	474	△ 32	△ 1,160
医師・歯科医師職	24,048	165,254	16,797	193,552	15,250	207,812	14,260	42,558
看護・保健職	160,256	17,012	119,857	14,044	111,834	13,717	△ 327	△ 3,295
消防職	151,172	8,289	155,621	6,029	155,988	5,753	△ 276	△ 2,536
警察職	230,236	10,229	252,917	9,562	252,845	9,251	△ 311	△ 978

【参考】1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など

<参考 1 >

地域手当補正後ラスパイレス指数

国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料との比較である「ラスパイレス指数」により把握される。

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出している。

【算出方法】 地域手当補正後ラスパイレス指数 =

$$\text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}$$

- (注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。
- 2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、上記の計算式により国と比較している。

(例)

A市 ラスパイレス指数：98.0
 地域手当支給率：3%
 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

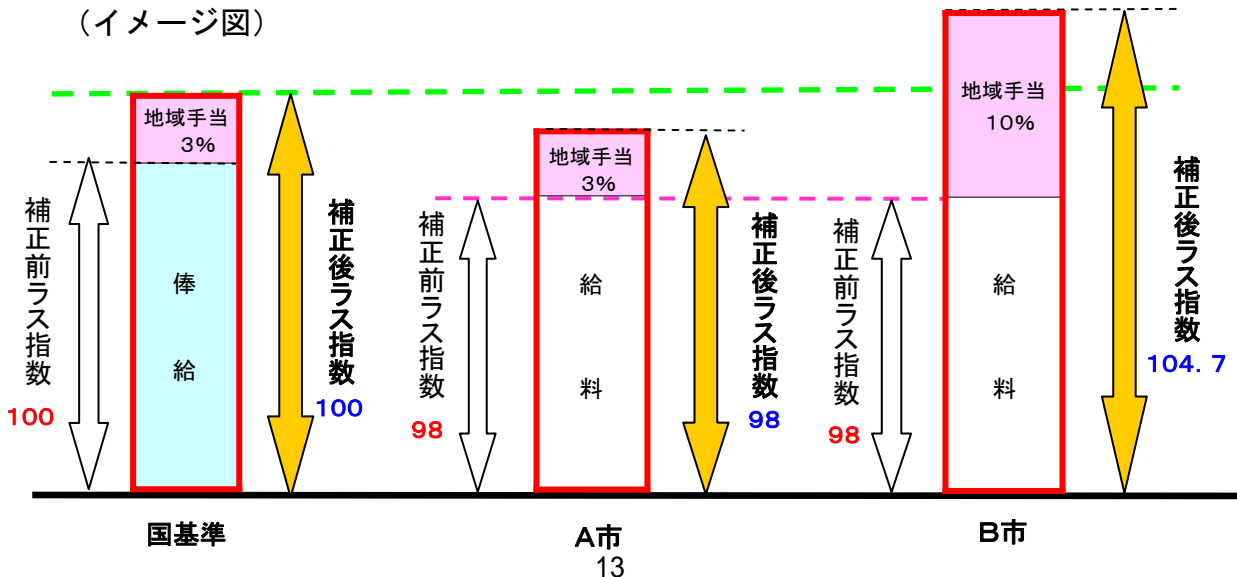
A市の地域手当補正後ラスパイレス指数
 $= 98.0 \times (1 + 0.03) / (1 + 0.03) =$ 98.0

B市 ラスパイレス指数：98.0
 地域手当支給率：10%
 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

B市の地域手当補正後ラスパイレス指数
 $= 98.0 \times (1 + 0.1) / (1 + 0.03) =$ 104.7

→ ラスパイレス指数が同じ団体でも、地域手当を加味してみると、国家公務員と比較した給与水準が異なる場合がある。

(イメージ図)

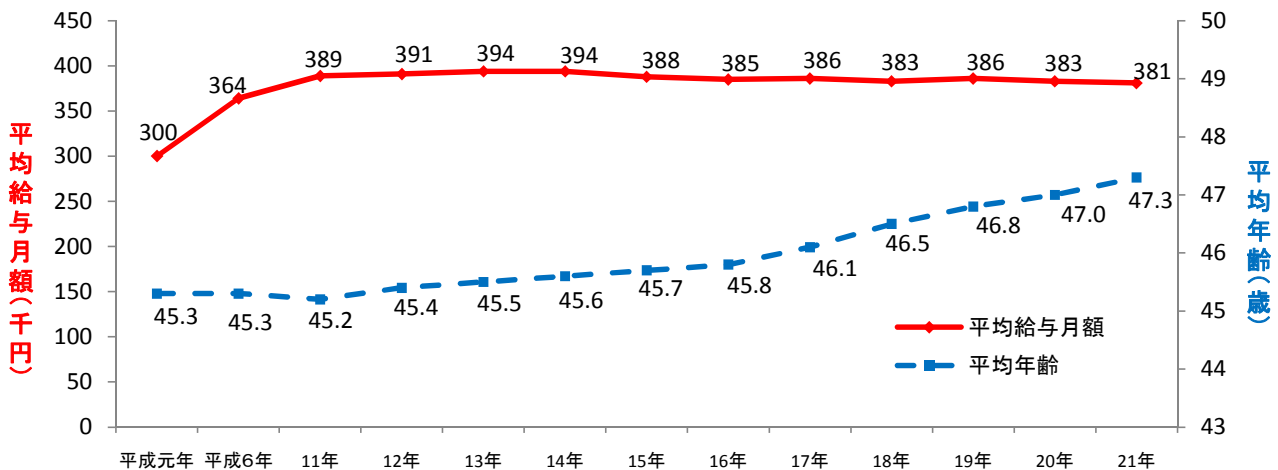


<参考2>

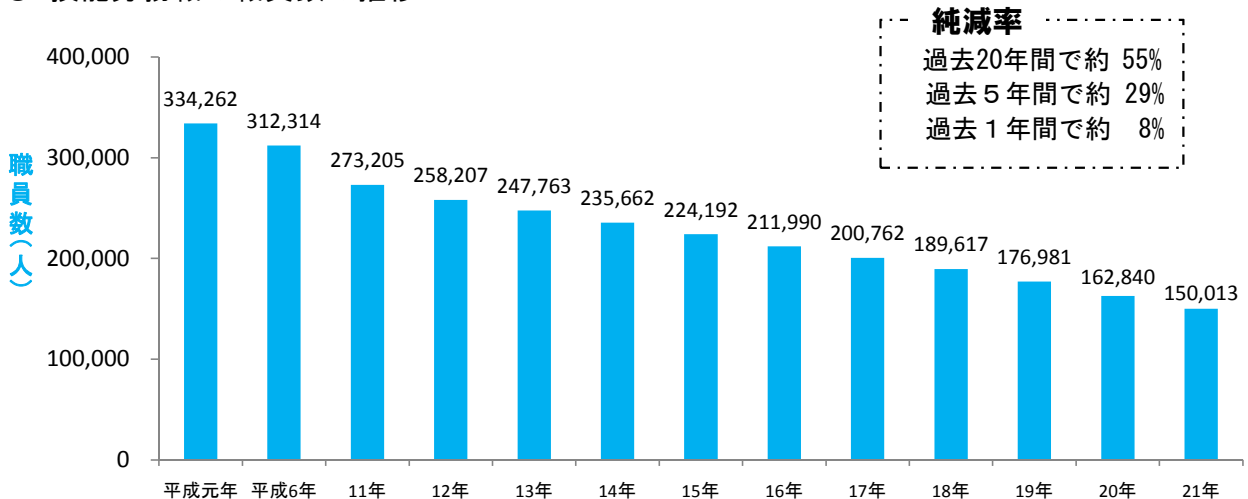
平均給与月額及び平均給料月額(技能労務職)

○ 平均給与月額	
<平均給与月額(国ベース)>	
<u>358,347円</u>	(平均年齢 47.3歳)
〔対前年比〕	△1,621円 (年齢 +0.3歳)
〔対国家公務員(行(二))〕	+35,610円 (年齢 △1.9歳)
<平均給与月額(全手当含む)>	
<u>381,113円</u>	〔対前年比 △1,938円〕
○ 平均給料月額	
<u>319,982円</u>	〔対前年比 △2,160円〕
	〔対国家公務員(行(二)) +34,434円〕
(参考) 職員数	
<u>150,013人</u>	〔対前年比 △12,827人〕
※ 技能労務職には、清掃職員等国の行政職俸給表(二)には無い職種があることに留意が必要。	

○ 技能労務職の平均給与月額・平均年齢の推移



○ 技能労務職の職員数の推移



地方公共団体における「わたり」の状況

「わたり」とは

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと

(例) 級別職務分類表等において、主事を1～2級と格付けているにもかかわらず、級別職務分類表等を越えて、主事を3級に格付けている

- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること

(例) ・級別職務分類表等において、主事を1～4級と格付けている（国の場合、3～4級は係長級）

・主査（国の係長と同等）を3～5級に格付けている

により、給与を支給することをいう。

(参考) 地方公務員法

第24条第1項 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

「わたり」の状況

平成21年4月1日時点で「わたり」の制度がある地方公共団体は219団体 (11.9%)。 → 詳細は参考3-2、3-3

区 分	制度がある団体数	区分別団体数
全 団 体	219 団体 (11.9%)	1,847団体
都 道 府 県	1 団体 (2.1%)	47団体
指 定 都 市	1 団体 (5.6%)	18団体
市	127 団体 (16.6%)	765団体
町 村	90 団体 (9.1%)	994団体
特 別 区	0 団体 (0.0%)	23団体

※ 割合は、各区分の団体数の合計に対するものである。

総務省は、「わたり」の制度がある地方公共団体に対して、引き続き、適正化を助言。

<参考3-2>

「わたり」の制度がある都道府県・指定都市の状況（H21.4.1現在）

（都道府県）

都道府県名	制度の有無	人数(人)
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都		
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府	○	1,964
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
合計	1	1,964

（指定都市）

指定都市名	制度の有無	人数(人)
札幌市		
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市		
堺市		
神戸市		
岡山市	○	1,263
広島市		
北九州市		
福岡市		
合計	1	1,263

<参考3-3>

「わたり」の制度がある市区町村の状況（H21.4.1現在）

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名
北海道	33	559	室蘭市、苫小牧市、千歳市、深川市、登別市、新篠津村、松前町、知内町、木古内町、八雲町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、せたな町、島牧村、黒松内町、蘭越町、真狩村、共和町、余市町、赤井川村、東神楽町、比布町、上川町、美瑛町、小平町、遠軽町、興部町、厚真町、音更町、芽室町、中標津町、羅臼町
青森県	0		
岩手県	0		
宮城県	0		
秋田県	0		
山形県	2	59	米沢市、鶴岡市
福島県	1	354	郡山市
茨城県	0		
栃木県	0		
群馬県	1	163	太田市
埼玉県	5	1,654	川越市、熊谷市、草加市、越谷市、三芳町
千葉県	0		
東京都 (市町村)	15	1,592	八王子市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市
東京都 (区)	0		
神奈川県	0		
新潟県	3	81	加茂市、上越市、湯沢町
富山県	2	48	砺波市、南砺市
石川県	0		
福井県	0		
山梨県	0		
長野県	32	690	長野市、松本市、上田市、須坂市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、小海町、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、下諏訪町、箕輪町、飯島町、中川村、宮田村、高森町、売木村、大鹿村、王滝村、麻績村、波田町、朝日村、筑北村、白馬村、小布施町、木島平村、信州新町、小川村
岐阜県	4	390	大垣市、美濃市、各務原市、飛騨市
静岡県	0		
愛知県	0		
三重県	0		
滋賀県	0		
京都府	4	156	城陽市、八幡市、伊根町、与謝野町
大阪府	25	2,494	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、交野市、大阪狭山市、熊取町、田尻町
兵庫県	0		
奈良県	16	1,576	奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、山添村、斑鳩町、安堵町、田原本町、曽爾村、高取町、明日香村、広陵町、大淀町

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名
和歌山県	1	22	新宮市
鳥取県	0		
島根県	0		
岡山県	1	13	早島町
広島県	0		
山口県	1	201	下関市
徳島県	5	251	小松島市、阿南市、石井町、海陽町、北島町
香川県	3	75	坂出市、綾川町、まんのう町
愛媛県	0		
高知県	8	355	安芸市、四万十市、香南市、香美市、中土佐町、日高村、四万十町、黒潮町
福岡県	0		
佐賀県	6	709	唐津市、鳥栖市、多久市、武雄市、基山町、有田町
長崎県	0		
熊本県	5	399	熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、植木町
大分県	15	1,945	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、玖珠町
宮崎県	6	498	日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高原町
鹿児島県	17	2,371	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、さつま町、蒲生町、中種子町、屋久島町、喜界町、天城町
沖縄県	6	346	石垣市、浦添市、名護市、うるま市、東村、西原町
合計	217	17,001	

※ 指定都市を除いた市区町村の状況である。

<参考4>

給与制度・運用の適正化状況

平成20年度において、給料表の是正等給料の水準是正のための措置を講じた団体は延べ104団体、また諸手当や退職手当の是正を行った団体は延べ612団体であった。

○ 平成20年度における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区 分	昇給延伸	初任給基準 の 是 正	運用昇短 の 是 正	わたり の 是 正	給料表 の 是 正	最高・枠外昇給の 昇給期間の是正	小 計 (A)
都道府県	0	0	0	0	0	0	0
指定都市	0	0	0	0	0	0	0
市 区	8	21	15	13	6	4	67
町 村	1	9	14	8	6	1	39
計	9	30	29	21	12	5	106

区 分	諸手当の是正			退職手当 の 是 正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他 の 手 当			
都道府県	16	2	16	4	38	38
指定都市	5	2	2	0	9	9
市 区	125	30	83	93	331	398
町 村	61	19	44	110	234	273
計	207	53	145	207	612	718

(注)1 合計の団体数は、延べ数である。

2 退職手当の是正には、退職時特別昇給制度の是正を含む。

<参考5-1>

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況
(平成21年4月1日現在)

全地方公共団体の6割以上の団体(1,139団体/1,847団体、61.7%)が、独自に給料や手当の削減措置を実施し、年額約2,500億円を削減。

○都道府県・指定都市における一般職の給料(本給)削減の状況

削減率の区分	給料(本給)削減を実施している団体(削減率)
8%~	北海道(9~7.5%), 群馬県(8%), 大阪府(14~3.5%), 島根県(10~6%), 岡山県(10~7%), 徳島県(10~7%), 鹿児島県(10~5%)
5%~8%未満	青森県(5~3%), 岩手県(6~2%), 宮城県(5.5%), 福島県(5~2.2%), 茨城県(5~3%), 神奈川県(6~3%), 山梨県(6~2%), 岐阜県(7~3.5%), 滋賀県(6~1.5%), 兵庫県(7~2.5%), 広島県(7.5~3.75%), 山口県(6~2%), 香川県(5~1%), 愛媛県(6~2.6%), 高知県(5~0.5%), 佐賀県(6~4%), 熊本県(7~3%), 京都市(5%), 大阪市(5~3.8%)
3%~5%未満	秋田県(4~2%), 千葉県(3~1.3%), 富山県(4~1%), 愛知県(4%), 奈良県(4~1.4%), 沖縄県(3%), 千葉市(3~1%)
2%~3%未満	京都府(2%), 和歌山県(2~1%), 名古屋市(2~1%)

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況 (平成21年4月1日現在)

- 何らかの給与削減を実施している団体は、1,139団体(61.7%)
- 一般職の給与削減を実施している団体は、753団体(40.8%)
- 一般職の給料(本給)削減を実施している団体は、338団体(18.3%)

1-1 給与(給料(本給)、諸手当)削減団体内訳

区分	団体数				全団体数 (B)	A/B(%)
	両方	一般職のみ	特別職のみ	計(A)		
都道府県	38	1	3	42	47	89.4
指定都市	7	0	5	12	18	66.7
市区町村	604	103	378	1,085	1,782	60.9
計	649	104	386	1,139	1,847	61.7

1-2 一般職給与削減団体内訳

区分	給料(本給)削減 (C)	C/B(%)	手当のみ削減 (D)	D/B(%)	一般職削減団体 (C)+(D) (E)	E/B(%)
都道府県	32	68.1	7	14.9	39	83.0
指定都市	4	22.2	3	16.7	7	38.9
市区町村	302	16.9	405	22.7	707	39.7
計	338	18.3	415	22.5	753	40.8

※「給料(本給)削減(C)」の団体数は、給料(本給)のみ削減実施団体並びに給料(本給)及び手当の削減実施団体の合計

- 全体の削減影響額は、約2,500億円(2,465億円)

2 削減影響額

	削減影響額(億円)		
	一般職	特別職	計
都道府県	2,047	4	2,051
指定都市	53	1	54
市区町村	324	36	360
計	2,424	41	2,465